

医療保険での利用

介護保険での利用
要介護・要支援認定
を受けている

介護保険での利用
要介護・要支援認定
を受けていない

申し込み：受付及び事前訪問日の調整
辻外科リハビリテーション病院訪問リハセンター

主治医に相談し許可を得る
在宅往診中の方に限る*

主治医に相談し許可を得る

市(区)役所での要介護・
要支援認定の申請手続き
をご紹介します。

事前確認
居宅介護事業所より身体状況の
把握と住居環境の確認

主治医に指示書の交付を
受ける(毎月)

主治医に指示書の交付を
受ける(3カ月に1回)

居宅サービス計画に
組み入れる

辻外科リハビリテーション病院へ受診

事前訪問：ご自宅を訪問し、身体状況の把握
と居住環境の確認を行う

指示書・ケアプラン・提供票・サービス内容を確認し契約
※ご家族の立ち合いをお願いします。

訪問リハビリテーション計画に基づき、
訪問リハビリを開始

訪問リハビリを希望される場合、まずは主治医に相談することが必要です。
障害の状態や運動時におけるリスク管理(心臓疾患があるときなど)によっ
ては、リハビリができないことがあります。リハビリをしてもよいと許可が
いただければ、指示書を発行していただきます。

*医療保険での利用は、ご自宅へ医師が訪問診療している方と定められています。